

令和4年度第1回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和4年6月30日(木) アバローム紀の国 羽衣の間	午後2時00分から 午後2時32分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席5名 出席5名 出席4名	定数5名 定数5名 定数5名

○事務局（上田）

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、令和4年度第1回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、前回の審議会以降、委員の交代がございましたので御紹介いたします。

資料1を御覧ください。労働者代表委員の長田委員、南村委員が退任され、新たに、連合和歌山の濱地正由委員、ヤマト運輸労働組合の坂梨美鈴委員に御就任いただきました。

また、使用者代表委員の和歌委員が退任され和歌山商工会議所の田中一壽委員に御就任いただきました。どうぞよろしくお願いたします。

事務局の方も交代しております。まず、局長の小島です。労働基準部長の酒井です。続いて、賃金室長の上田です。賃金室長補佐の前西です。監督官の鈴木です。

よろしくお願いたします。

まず、労働局長の小島から、第1回審議会開会に当たっての御挨拶を申し上げます。

○事務局（小島）

和歌山労働局長の小島でございます。

本日は大変お忙しい中、令和4年度第1回和歌山地方最低賃金審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には平素より最低賃金の審議はもとより、私どもの労働行政全般にわたりまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、既に委員の皆様には御承知かと存じますが、先日6月18日に、後藤厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対しまして諮問をいたしました。これから、今年度の改定の目安について、中央最低賃金審議会において審議されることとなっております。

私どもも、和歌山県内に適用されます最低賃金につきまして、必要な見直しをしていただくべく、本日、皆様に改正決定の諮問をさせていただく予定としております。

この後、例年のことではございますが、気候も厳しい中、過密なスケジュールで審議いただくことになろうかと思っております。

皆様、大変御多忙の中、大変な御苦勞をおかけすることになるかと思っておりますが、なにとぞよろしくお願申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局(上田)

皆様にお願ひですが、議事録を作成するために会議を録音しております。録音が明瞭に行われるよう、御発言の際のマイクの使用について、御協力をお願いいたします。

それでは会長に議事の進行を引き継ぎたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○富山会長

昨年引き続きまして審議会の会長を務めさせていただくことになりました富山です。よろしくお願ひいたします。

今年はロシアによるウクライナ侵攻、これによるエネルギー問題、あるいは食料問題等で物価が上昇している状態、そして内外の金利差によって円安が進行しているということで、物価上昇に伴い賃金の上昇という議論も活発に行われているところですが、しかし一方でコロナ禍の影響の中で中小零細企業の景気あるいは景気回復とか賃金の支払い能力についてもまだ回復していない状況にあります。

したがって今回の審議会につきましてはその辺の問題によってかなり難航することも予想されますが、そのような審議会ですが、労使あるいは公益委員の方々の活発な議論のもとに充実した審議を進めたいと考えておりますので、皆様よろしくお願ひいたします

それではまず、事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告をお願ひします。

○事務局(上田)

本日の委員の出席状況と会議の成立について、御報告申し上げます。各委員の出席状況ですが、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名御出席していただいております。

委員15名中、14名の御出席で、委員の3分の2以上の出席となり、最低賃金審議会令第5条の規定に基づく定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、令和4年5月25日付けで、本会議の公開公示を行いました。傍聴希望者はございませんでしたので、併せて御報告します。

○富山会長

それでは本日の会議次第に基づいて議事を進めていきたいと思ひます。その前に事務局から本日の配布資料の説明をお願いいたします。

<事務局が配布資料の説明>

○富山会長

ありがとうございました。

次に当最低賃金審議会運営規程の確認をさせていただきます。議事を適正かつ円滑に進行するために、第1回審議会におきまして確認しております。

運営規程について事務局から説明をお願いします。

○事務局(上田)

資料番号2を御覧ください。昨年度改正のあった箇所を中心に説明します。

第4条(委員の欠席)、昨年度一部改正し、リモートによる出席・採決を可能とする規定を追加しました。なお、会議に出席できない時や、長期間不在となる場合は、適当な方法で会長に通知することとなっておりますが、実務上はこれまでどおり事務局あてに御連絡いただき、事務局から会長にお知らせさせていただきます。

第6条(会議の公開)、会議は原則として公開としますが、個人情報の保護、個人・団体の権益が侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換等が損なわれる場合は、会議を非公開にできることとなっております。

また、会長は、秩序の維持のために傍聴人の退場を命じるなどの措置をとることができます。

会議の公開につきましては、専門部会の一部、金額審議については、率直な意見交換に支障をきたすということで、例年、非公開の対応をとっております。専門部会での対応につきましては、各専門部会の1回目に御審議をお願いしたいと考えております。

第7条(議事録及び議事要旨)、議事録を作成し、議事録及び会議の資料は原則として公開することとなっております。

ただし、会議を非公開とした場合等で議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成して公開することとなります。

なお、昨年度の運営規程の改正により、議事録への署名の規定を廃止し、各委員の代表者が議事録を確認する運用となりましたので、後ほど代表者を決めていただきたいと思います。

以上、運営規程について御説明させていただきました。

○富山会長

ありがとうございました。これで運営規程の確認を終わり、本日最初の議題に入ります。

先ほど事務局から説明のありました議事録の確認委員について、公益代表については、会長職の私が当たることとなりますが、公益以外の2名の指名を行いたいと思います。

労働者代表、使用者代表の委員の中から、それぞれ1名を推薦していただけますか。

〈労働者側から濱地委員が推薦される〉

労働者側は濱地委員をお願いいたします。

〈使用者側から児玉委員が推薦される〉

使用者側は児玉委員をお願いいたします。

それでは、推薦いただきましたので、労働者代表は濱地委員、使用者代表は児玉委員をお願いすることといたします。よろしくお願ひします。

なお、運営規程第7条第2項に基づいて、会議を非公開とする場合には同条第3項に基づいて議事要旨を作成いたしますが、議事要旨についても議事録確認委員は内容の確認をお願いします。

では、次の議題であります、和歌山県最低賃金の改正決定の諮問を労働局長からお受けしたいと思います、よろしくお願ひします。

〈小島局長から富山会長に諮問文を手渡し〉

諮問文は皆様のお手元に行きましたでしょうか。
それでは事務局は、諮問文を読み上げてください。

〈諮問文を読み上げ〉

ただ今、和歌山県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたところですが、御意見、御質問などございましたらお願いします。

〈意見、質問等なし〉

特に意見がないようですので、改正諮問を受けることといたします。

改正諮問を受けましたので、和歌山県最低賃金専門部会を設置することになります。部会の構成、部会審議の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(上田)

専門部会の設置根拠と専門部会の委員について、最低賃金法第25条第2項「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」との規定に基づき和歌山県最低賃金専門部会を設置します。

専門部会の委員については、同法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項と第4項及び同項で準用する同令第3条の規定により、最低賃金審議会の本審委員の任命と同様の手続きを経て、改めて、公労使各3名の専門部会委員を任命させていただくこととなります。

委員の任命に当たりましては、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員について、候補者の推薦公示を経て任命させていただくこととなります。

なお、推薦公示は、本日手続を予定しているところですが、締め切りは短期間で申し訳ないのですが7月20日としておりますので、御協力をお願いいたします。

また、専門部会の公益代表委員につきましては、本審委員の中から任命させていただきますので、この場で御選出願います。

○富山会長

労働側委員、使用者側委員におかれましては、先程の事務局の説明に従い、所定の期日、7月20日までに委員の推薦をよろしくお願いします。

なお、公益委員については、先ほど打合せを行いまして、わたくし富山と岡田委員、金川委員の3名が専門部会委員に就任することになっておりますので、報告いたします。

それでは次に、専門部会の審議運営に関し事務局から提案があるとのことですので、お願いします。

○事務局(上田)

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところによ

り、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。つまり、最低賃金審議会の意思決定を専門部会の決議をもって代えるものです。例年、審議会の日程調整が難しいことや、審議の簡素化の観点から、本年度もこの規定を活用し、専門部会の決議が全会一致の場合に限り、審議会の決議としてはどうかと考えております。

つきましては、審議会令第6条第5項の適用の検討をお願いいたします。

○富山会長

ただいま事務局から説明ありましたように、審議会令第6条第5項の適用について、皆さんどうでしょうか。

専門部会で全員一致の場合はそれを審議会の決議とするということなんですが、特に御意見ございませんか。

<特に意見なし>

では反対意見の方がおられないようなので、審議会令第6条第5項の適用が決議されたものとし、専門部会の決議が全会一致であれば、これをもって審議会の決議とします。

次に、審議日程についての議題に移ります。

今後の本審及び専門部会等の日程について、事務局から提案願います。

○事務局(上田)

それでは、今後の審議日程等について事務局として提案をさせていただきます。資料番号4と5を御覧ください。

まず、中央最低賃金審議会の目安に関する答申が7月27日(水)頃に予定されておりますので、翌日の7月28日(木)の17時から第2回の本審を実施し、委員の皆様が目安に関する答申の伝達を行いたいと考えております。場所は、和歌山労働局6階会議室を予定しています。

また、最低賃金法第25条第5項に基づく意見陳述について、本日公示を行いますので、希望があった場合は、この7月28日の第2回の本審において意見陳述を行っていただく予定としております。

また、産業別最低賃金の改正の必要性について、各産業の労働組合からこの時期に申出書が提出されると思われますので、産業別最低賃金の改正の必要性についても、7月28日の本審で諮問したいと考えております。

その後の日程でございますが、本年も早期発効に向けて計画的な審議日程を調整するように全国的に求められていることもあり、目標としてはできる限り例年どおり10月1日の効力発行を目指したいと考えております。

資料4を御覧ください。仮に10月1日の発効ということであれば、官報への公示後から発効までは30日間必要であり、異議申出期間を15日設定しなければならないなどの関係から逆算すると、8月5日(金)には結審して改定額の答申を行っていただく必要があります。

8月5日の答申の場合、8月23日が異議審となり、10月1日に発効できますが、翌週の8月8日の答申の場合は最短の発効日が10月2日、8月9日の場合は10月5日となります。

結審については審議の状況次第でございますが、できる限り早期の発効に向けて努力するという方向性につきましては、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

例年は3回から4回程度の専門部会の審議を経て結審してきている経緯がございます。何度専門部会を開催するかは、労使の専門部会委員が確定してから第2回本審等で協議いただいておりますが、あらかじめ仮の日程表を作成してお配りしておりますので、第1回専門部会の日程だけでも仮に決定していただきたいと思っております。

事務局としては、7月28日の第2回審議会に引き続いて、同日18時から第1回専門部会を予定してはいかがかと考えております。

○富山会長

ただ今、事務局から審議日程の提案がありました。7月28日の17時から第2回審議会を開催するという点でよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、7月28日17時から第2回審議会を開催します。追ってまた文書を送付しますので、委員の皆様はよろしく申し上げます。

続いて、まだ労使の専門部会委員が確定していませんが、第1回専門部会の日時を仮にこの7月28日(木)18時からという事務局案に対して、各委員は御意見を申し上げます。

<特に意見なし>

では第1回専門部会は7月28日の午後6時から開催しますので、よろしく申し上げます。これについても追って文書を発送しますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議題の最後であります。事務局から何かあればお願ひいたします。

○事務局(上田)

特にございません。

○富山会長

では以上で、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。委員の皆様、何か、御意見等ございませんか、よろしいですか。

<意見等なし>

特にないようですので、これをもって本日の会議を終了します。委員の皆様、今後における御審議についてよろしくお願ひいたします。

(了)